

東海発電所及び東海第二発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請書
補足説明資料①

(周辺監視区域境界変更，保安規定審査基準の説明)

2022 年 8 月 26 日

日本原子力発電株式会社

目次

1. はじめに

2. 周辺監視区域変更の概要

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明

3. 1 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理

3. 2 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

4. 保安規定変更内容に対する設置許可との整合性の説明

添付資料－1 作業用地の概要について

添付資料－2 周辺監視区域の管理について

添付資料－3 東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

添付資料－4 東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

参考資料 添付資料－3 及び添付資料－4 の図面の拡大図

1. はじめに

今回の東海発電所原子炉施設保安規定（以下「東海保安規定」という。）及び東海第二発電所原子炉施設保安規定（以下「東二保安規定」という。）の変更認可申請の内容は、東海第二発電所の安全性向上対策工事に係る用地確保に伴い周辺監視区域境界の一部を変更するため、保安規定に明示する周辺監視区域図を変更する。

本資料では、今回の保安規定変更認可申請の内容が、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第92条（保安規定）、発電用原子炉施設保安規定の審査基準（平成25年6月19日制定、令和元年12月25日最終改正／令和2年4月1日施行）（以下「保安規定審査基準（運転）」という。）及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（平成25年11月27日制定、令和元年12月25日最終改正／令和2年4月1日施行）（以下「保安規定審査基準（廃止措置）」という。）の要求事項に適合する変更内容であること又は要求事項に抵触しない変更内容であることを説明する。

【実用炉規則 抜粋】

第七十八条（管理区域への立入制限等）

法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかかな場合は、この限りでない。

第九十二条（保安規定）

法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

【保安規定審査基準（運転）抜粋】

申請書を受理した原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者から申請された保安規定について、法第43条の3の24第2項に定める認可要件である

- ・法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと
- ・核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

（以降に実用炉規則第92条第1項各号に対する審査基準が記載されている。）

【保安規定審査基準（廃止措置）抜粋】

申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第43条の3の24第2項に定める認可要件である

- ・法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと
- ・核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと

を確認するための審査を行う。

したがって、原子炉設置者から申請された廃止措置段階の保安規定の審査における基準を明確にする観点から、廃止措置段階の保安規定の審査に当たって確認すべき事項等を次のとおり定める。

（以降に実用炉規則第92条第3項各号に対する審査基準が記載されている。）

2. 周辺監視区域変更の概要

東海第二発電所で実施している安全性向上対策工事の進捗に伴い、作業用地（躯体工事に伴う鉄筋の組み立て作業，コンクリート打設のための型枠の組み立て作業及び掘削工事に伴う建設発生土（土砂）の一時的な仮置き場等）を確保するため，図 2-1 に示すとおり，周辺監視区域を一時的に変更する。

今回変更する周辺監視区域境界については，安全性向上対策工事終了に伴い，再度，保安規定の変更認可申請を行い，その認可をもって変更前の位置に復旧する。【添付資料－1 参照】

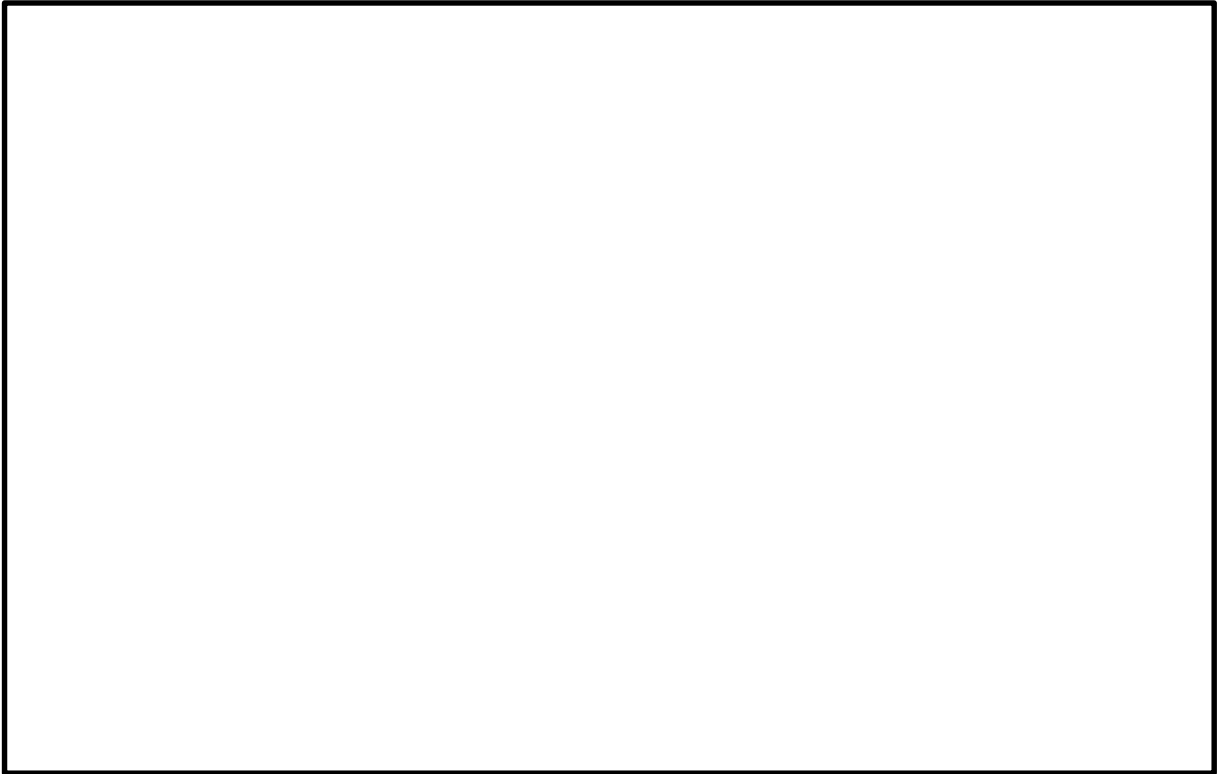


図 2-1 周辺監視区域（変更後）及び変更範囲拡大図

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明

周辺監視区域に係る要求事項として、実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 9 号及び保安規定審査基準（運転）で要求される事項について、既認可の東二保安規定において、どの条文で対応しているかを整理した。また、実用炉規則第 9 2 条第 3 項第 8 号及び保安規定審査基準（廃止措置）で要求される事項については、既認可の東海保安規定において、どの条文で対応しているかを整理した。

今回の保安規定変更認可申請において、保安規定審査基準（運転）又は保安規定審査基準（廃止措置）に適合する変更内容であることを説明する。

3. 1 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理

(1) 保安規定審査基準（運転）の要求事項に対する東二保安規定の整理

実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 9 号及び保安規定審査基準（運転）並びに東二保安規定における保安規定審査基準（運転）の要求事項に対して、直接的に該当する内容の変更有無を表 3.1-1 に示す。

保安規定審査基準（運転）が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては、変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として網掛け表示を行う。

(2) 保安規定審査基準（廃止措置）の要求事項に対する東海保安規定の整理

実用炉規則第 9 2 条第 3 項第 8 号及び保安規定審査基準（廃止措置）並びに東海保安規定における保安規定審査基準（廃止措置）の要求事項に対して、直接的に該当する内容の変更有無を表 3.1-2 に示す。

保安規定審査基準（廃止措置）が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては、変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として網掛け表示を行う。

表 3.1-1 保安規定審査基準（運転）の要求事項に対する東二保安規定の整理

主要な変更対象の項目：

| 実用炉規則 第92条第 1項 | | 保安規定審査基準(運転) (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正) | | 保安規定条文 | | 変更 有無 |
|----------------------|--|--|--|--------|---------------------|----------|
| 9 | 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 | 1 | 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 | 第93条 | 管理区域の設定及び解除 | 無 |
| | | | | 添付2 | 管理区域図（第92条及び第93条関連） | 無 |
| | | 2 | 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 | 第94条 | 管理区域内における区域区分 | 無 |
| | | 3 | 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 | 第95条 | 管理区域内における特別措置 | 無 |
| | | 4 | 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 | 第96条 | 管理区域への出入管理 | 無 |
| | | 5 | 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 | 第96条 | 管理区域への出入管理 | 無 |
| | | 6 | 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 | 第97条 | 管理区域出入者の遵守事項 | 無 |
| | | 7 | 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 | 第104条 | 管理区域外等への搬出及び運搬 | 無 |
| | | | | 第104条 | 発電所外への運搬 | 無 |
| | | 8 | 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 | 第98条 | 保全区域 | 無 |
| 添付3 | 保全区域図（第97条関連） | | | 無 | | |
| 9 | 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 | 第99条 | 周辺監視区域 | 有 | | |
| 10 | 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 | 第106条 | 協力企業の放射線防護 | 無 | | |
| | | 第92条の2 | 頻度の定義 | 無 | | |

表 3.1-2 保安規定審査基準（廃止措置）の要求事項に対する東海保安規定の整理

主要な変更対象の項目：

| 実用炉規則 第92条第 3項 | 保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定, R1.12.25 最終改正) | | 保安規定条文 | | 変更 有無 | |
|----------------------|--|--------|---|------|----------------------------|---|
| 8 | 管理区 域、保 全区域 及び周 辺監視 区域の 設定並 びに立 入制限 | 1 | 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 | 第26条 | 管理区域の設定及び解除 | 無 |
| | | | | 添付1 | 管理区域図（第26条及び第27条関連） | 無 |
| | | 2 | 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 | 第27条 | 管理区域内における区域区分 | 無 |
| | | 3 | 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 | 第28条 | 管理区域内における特別措置 | 無 |
| | | 4 | 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 | 第29条 | 管理区域への出入管理 | 無 |
| | | 5 | 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 | 第29条 | 管理区域への出入管理 | 無 |
| | | 6 | 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 | 第30条 | 管理区域出入者の遵守事項 | 無 |
| | | 7 | 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 | 第36条 | 管理区域外等への搬出及び運搬 | 無 |
| | | | | 第37条 | 発電所外への運搬 | 無 |
| | | 8 | 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 | — | (核燃料物質が存在しないため、保安規定には記載なし) | — |
| 9 | 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 | 第31条 | 周辺監視区域 | 有 | | |
| 10 | 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 | 第38条 | 協力企業の放射線防護 | 無 | | |
| | | 第25条の2 | 頻度の定義 | 無 | | |

3. 2 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において、「主要な変更対象の項目」として抽出された項目について、保安規定審査基準（運転）の要求事項と東二保安規定の記載内容の対比及び保安規定審査基準（廃止措置）の要求事項と東海保安規定の記載内容の対比を行い、保安規定審査基準の要求事項に適合する変更内容であること又は保安規定審査基準の要求事項に抵触しない変更内容であることを「記載の考え方」欄で説明する。

(1) 保安規定審査基準（運転）の要求事項に対する東二保安規定の記載内容

東二保安規定の記載内容は、実用炉規則及び保安規定審査基準（運転）の要求事項に適合することを表 3.2-1 のとおり確認した。

(2) 保安規定審査基準（廃止措置）の要求事項に対する東海保安規定の記載内容

東海保安規定の記載内容は、実用炉規則及び保安規定審査基準（廃止措置）の要求事項に適合することを表 3.2-2 のとおり確認した。

【表 3.2-1～3.2-2 フォーマットの説明】

| 項目 | 説明内容 |
|-----------|---|
| 関連する実用炉規則 | ○ 「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。 |
| 保安規定審査基準 | ○ 「黒字」により、保安規定審査基準（運転）又は保安規定審査基準（廃止措置）の内容を記載する。 |
| 記載すべき内容 | ○ 「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 ○ 「青破線」により、保安規定の変更内容を記載する。 |
| 記載の考え方 | ○ 保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○ 保安規定に記載しない場合の考え方を記載する。 ○ 変更後の保安規定に記載すべき内容が保安規定審査基準の要求事項を満たしていることを確認した結果を記載する。 |

表 3.2-1 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容【東海第二発電所】


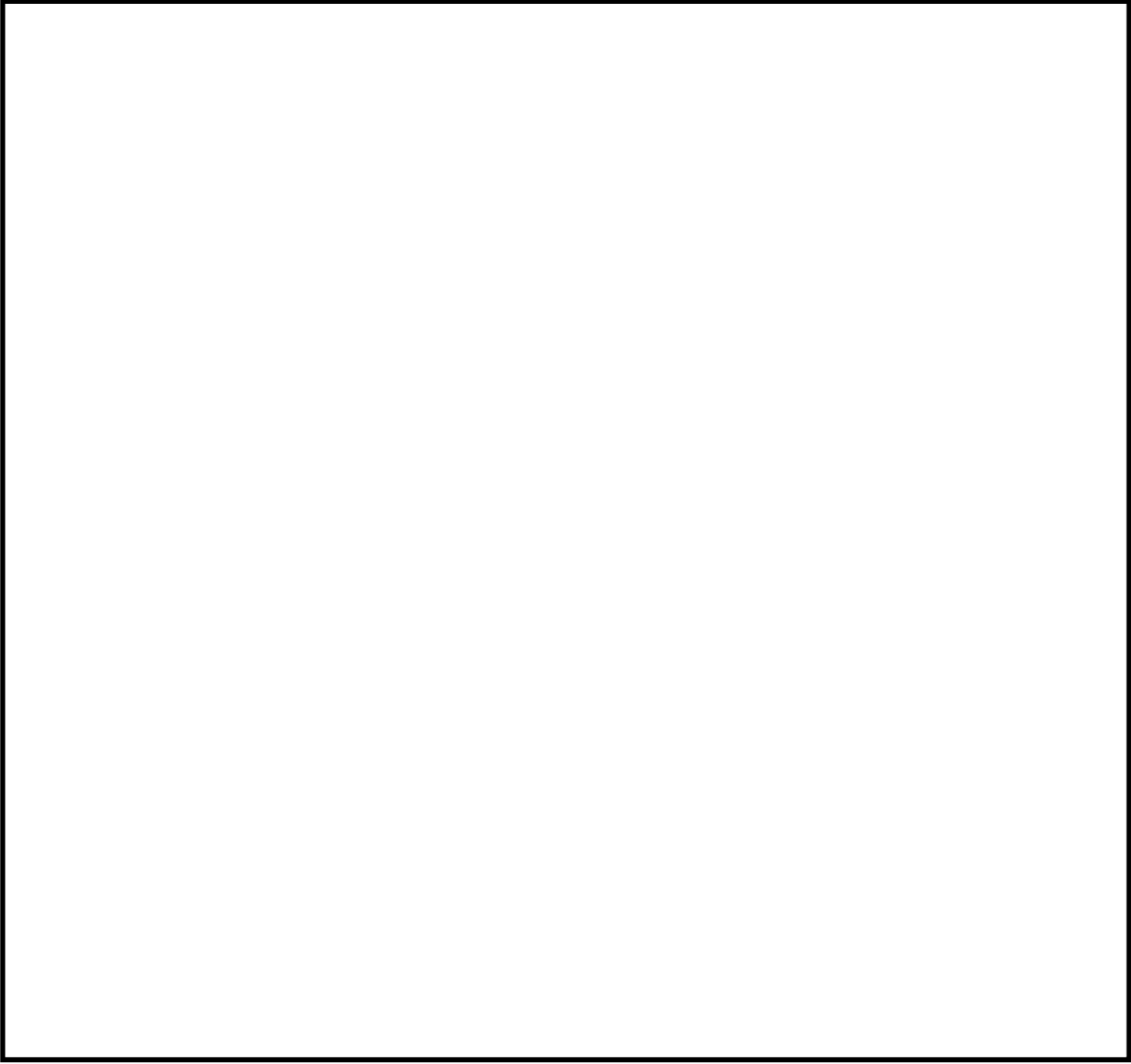
| 関連する実用炉規則 | 保安規定審査基準（運転） | 原子炉施設保安規定 | |
|---|--|---|---|
| | | 記載すべき内容 | 記載の考え方 |
| <p>第九十二条（保安規定） 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>第七十八条（管理区域への立入制限等） 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。 イ 人の居住を禁止すること。 ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> | <p>【実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 9 号】 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> | <p>（周辺監視区域） 第 9 9 条 周辺監視区域は、図 9 9 に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、第 1 項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図 9 9</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 東海発電所及び東海第二発電所の周辺監視区域境界の一部変更に伴い、図 9 9 に示す周辺監視区域図を変更する。 保安規定には、既認可同様、周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないよう制限するために講ずべき措置を定めており、周辺監視区域境界の変更後も措置に変更はない。 【添付資料－ 2 参照】 |

表 3.2-2 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容【東海発電所】

| 関連する実用炉規則 | 保安規定審査基準（廃止措置） | 原子炉施設保安規定 | |
|--|---|--|--|
| | | 記載すべき内容 | 記載の考え方 |
| <p>第九十二条（保安規定）</p> <p>3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>第七十八条（管理区域への立入制限等） 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。 イ 人の居住を禁止すること。 ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> | <p>【実用炉規則第92条第3項第8号】 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> | <p>（周辺監視区域） 第31条 周辺監視区域は、図31に示す区域とする。 2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図31</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 東海発電所及び東海第二発電所の周辺監視区域境界の一部変更に伴い、図31に示す周辺監視区域図を変更する。 保安規定には、既認可同様、周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないよう制限するために講ずべき措置を定めており、周辺監視区域境界の変更後も措置に変更はない。 【添付資料-2参照】 |

4. 保安規定変更内容に対する設置許可との整合性の説明

保安規定審査基準（運転）及び保安規定審査基準（廃止措置）に定める認可要件のうち、「法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと」について、今回の保安規定変更内容と東海第二発電所発電用原子炉設置（変更）許可申請書（以下「東二設置許可」という。）及び東海発電所発電用原子炉設置（変更）許可申請書（以下「東海設置許可」という。）の記載内容の対比を行い、齟齬がないことを説明する。

（1）東二保安規定変更内容に対する東二設置許可との整合性の説明

東二保安規定の変更箇所について、東二設置許可との対比により、齟齬がないことを表4-1のとおり確認した。

表 4-1 東二保安規定変更箇所の東二設置許可記載有無等の整理

| 東二保安規定 変更箇所 | 東二設置許可 記載有無 | 東二設置許可との整合性 |
|----------------|---|--|
| 第99条 周辺監視区域 | 記載あり (本文九号) ※ ¹ (添付書類八、 九) ※ ¹ | 本文九号、添付書類八(11.6放射線管理)及び添付書類九(1.2具体的方法、3.1管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定、3.4周辺監視区域内の管理)に管理方針の記載があり、保安規定記載は変更がない。 また、添付書類九(3.4周辺監視区域内の管理)に記載されている周辺監視区域については、安全性向上対策工事終了に伴い、再度、保安規定の変更認可申請を行い、その認可をもって変更前の位置に復旧し、整合させる。 【添付資料－3参照】 |

※1：令和3年12月22日設置変更許可

（2）東海保安規定変更内容に対する東海設置許可との整合性の説明

東海保安規定の変更箇所について、東海設置許可との対比により、齟齬がないことを表4-2のとおり確認した。

表 4-2 東海保安規定変更箇所の東海設置許可記載有無等の整理

| 東海保安規定 変更箇所 | 東海設置許可 記載有無 | 東海設置許可との整合性 |
|----------------|--|--|
| 第31条 周辺監視区域 | 記載あり (本文九号) ※ ² (参考図面) ※ ³ | 本文九号に管理方針の記載があり、保安規定記載は変更がない。 また、参考図面に記載されている周辺監視区域については、安全性向上対策工事終了に伴い、再度、保安規定の変更認可申請を行い、その認可をもって変更前の位置に復旧し、整合させる。 【添付資料－4参照】 |

※2：平成25年12月26日届出

※3：平成21年11月17日設置変更許可

作業用地の概要について

1. 新たに設置する作業用地の概要

東海第二発電所で実施している安全性向上対策工事の進捗に伴い、作業用地（躯体工事に伴う鉄筋の組み立て作業、コンクリート打設のための型枠の組み立て作業及び掘削工事に伴う建設発生土（土砂）の一時的な仮置き場等）を確保する必要がある。

これに当たっては、周辺監視区域内に作業用地を確保することが困難な状況にあるため、周辺監視区域の一部を一時的に変更し、必要な作業用地を確保する。（図1）

今回変更する周辺監視区域境界については、安全性向上対策工事終了に伴い、再度、保安規定の変更認可申請を行い、その認可をもって変更前の位置に復旧する。

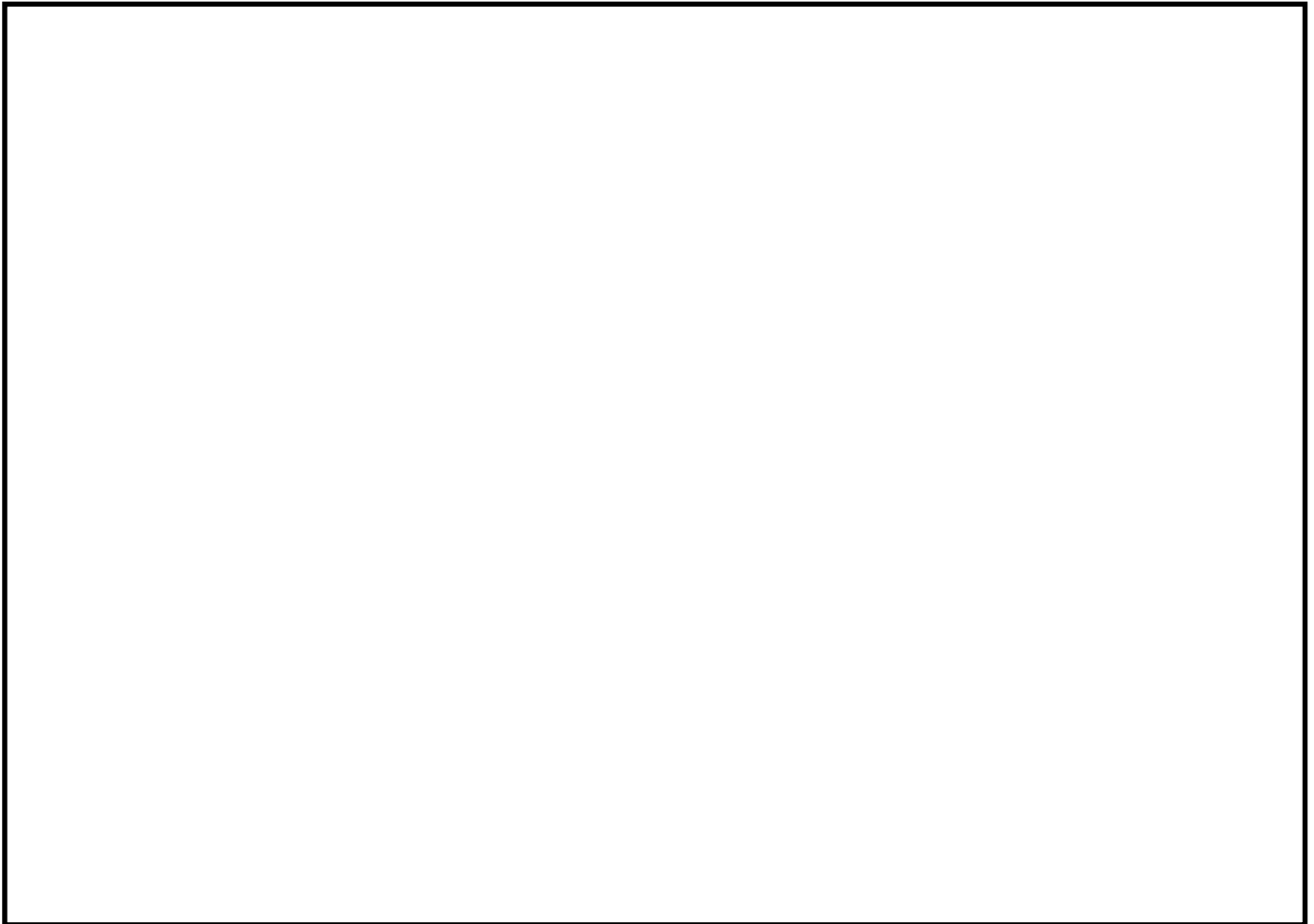


図1 東海第二発電所敷地内の作業用地分布

周辺監視区域の管理について

1. 従前の管理について

周辺監視区域は、一般公衆の被ばく線量が「核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められる値を超えないよう設定される区域であり、保安規定には、実用炉規則に基づき、周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立入らないよう制限するために講ずべき措置を定めている。

【東海発電所 保安規定（抜粋）】

（周辺監視区域）

第31条 周辺監視区域は、図31に示す区域とする。

2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

【東海第二発電所 保安規定（抜粋）】

（周辺監視区域）

第99条 周辺監視区域は、図99に示す区域とする。

2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

具体的な管理方法は社内規定「放射線管理業務要項」、「周辺監視区域施設管理基準（東海）」及び「保全区域及び周辺監視区域施設管理基準（東海第二）」に定めており、今回の周辺監視区域境界変更箇所については、以下のとおり管理している。

【放射線管理業務要項（要旨）】

- ・施設防護グループマネージャーは、東海第二発電所の場合は「保全区域及び周辺監視区域施設管理基準」に従い、東海発電所の場合は、「周辺監視区域施設管理基準」に従い、原則として周辺監視区域境界に柵の設置又は標識を設け、業務上立入る者以外の立入りを制限する措置を講じる。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

【東海発電所 周辺監視区域施設管理基準（要旨）】

- ・周辺監視区域の境界柵は、原則として高さ1.8メートルのネットフェンス(忍び返し付)とする。
- ・周辺監視区域境界に揚げる標識は、周辺監視区域境界部に原則として50メートルごと設置する。
- ・施設防護グループマネージャーは、原則として1月に1回、柵及び標識の巡視点検を行い、点検結果について記録するとともに破損等を発見した場合は、速やかに補修する。記録は5年間保存する。

【東海第二発電所 保全区域及び周辺監視区域施設管理基準（要旨）】

- ・周辺監視区域の境界柵は、原則として高さ1.8メートルのネットフェンス(忍び返し付)とする。
- ・周辺監視区域境界に揚げる標識は、周辺監視区域境界部に原則として50メートルごと設置する。
- ・施設防護グループマネージャーは、原則として1月に1回、柵及び標識の巡視点検を行い、点検結果について記録するとともに破損等を発見した場合は、速やかに補修する。記録は5年間保存する。

2. 周辺監視区域境界変更の工事工程

今回の周辺監視区域境界変更の工事工程（予定）を図1に示す。

現在の周辺監視区域境界は、エリアの造成等を行い、変更後の周辺監視区域境界に新設の門扉及び柵を設置する。（図1 ①）保安規定変更認可を受けた後、新設の門扉、柵及び標識の設置完了を確認した上で、周辺監視区域境界を変更する。（図1 ②）変更前の周辺監視区域の柵及び標識については、周辺監視区域境界変更後に撤去する。（図1 ③）

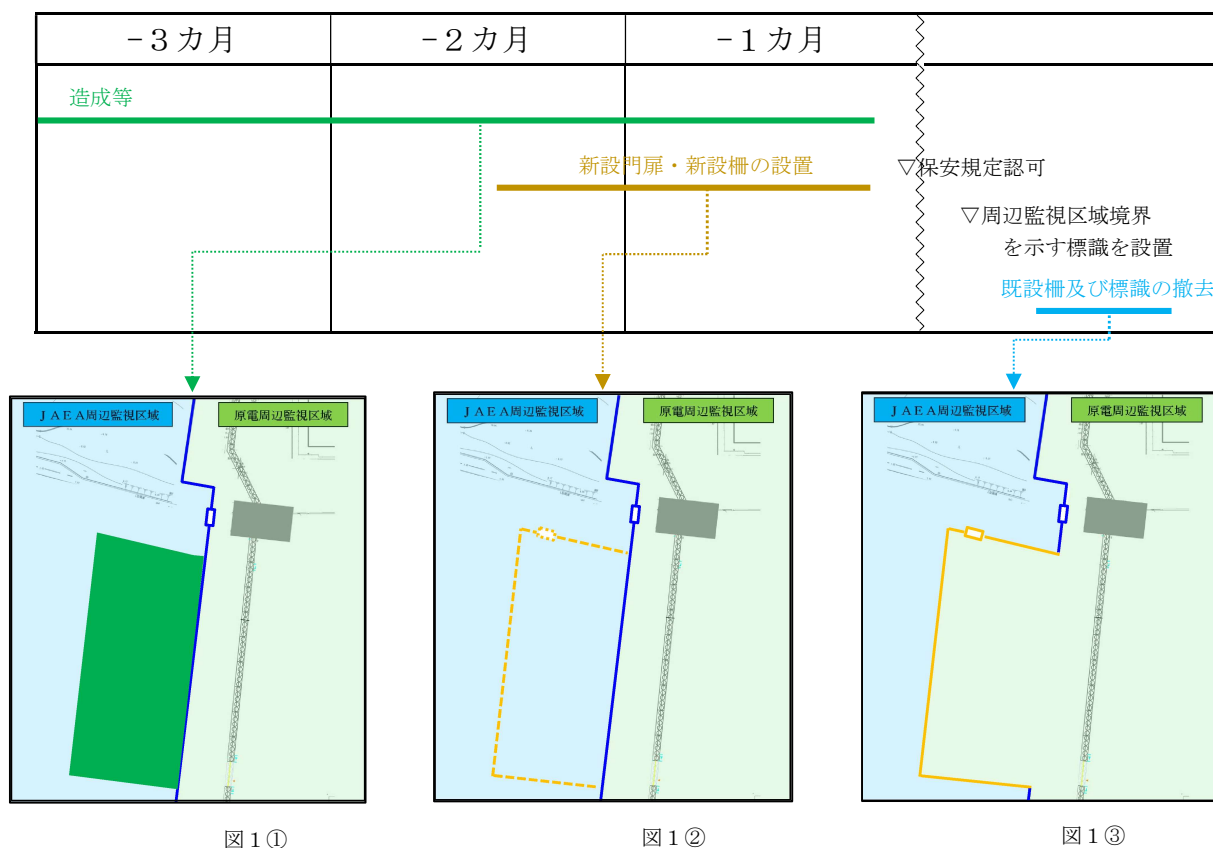


図1 周辺監視区域境界変更の工事工程（予定）

3. 周辺監視区域境界変更範囲内の門扉の新設及びその管理について

安全性向上対策工事の過程で JAEA の道路を使用する場合に必要なため、変更した周辺監視区域境界の西に新たに門扉を設けるが、管理については既存の発電所南側門扉と同じ扱いである。業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限するため、周辺監視区域への出入りがある場合は、監視員を配置する。

新設する門扉の設置正面図を図2に、周辺監視区域境界を示す標識を図3に示す。

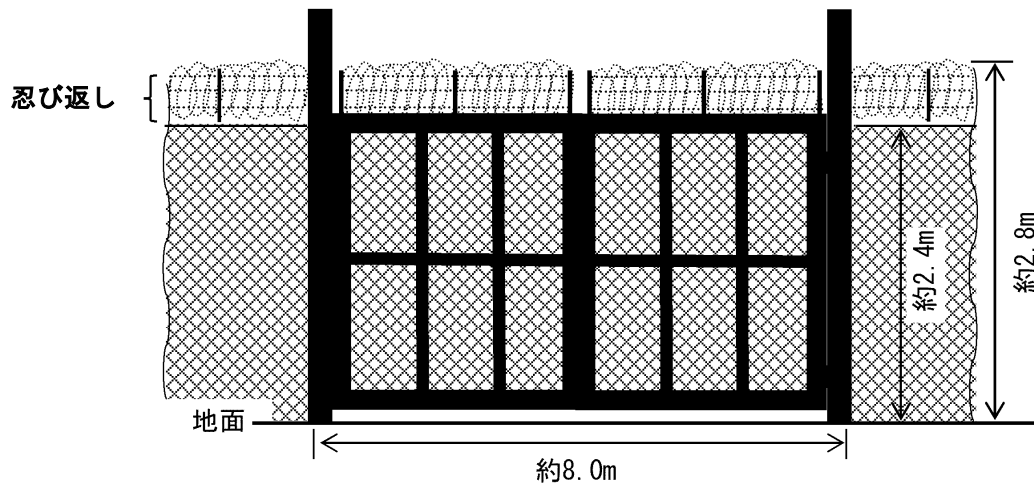


図2 新設する門扉の設置正面図

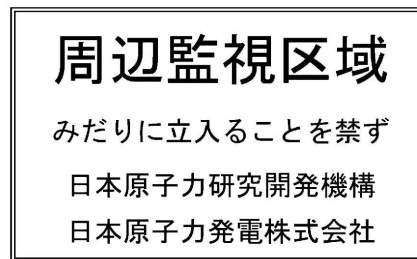


図3 周辺監視区域境界を示す標識

4. 周辺監視区域境界変更後の管理について

変更後の周辺監視区域境界には、従前の周辺監視区域境界と同様に、門扉、柵及び標識を設置する。門扉、柵及び標識を周辺監視区域境界変更の前までにあらかじめ設置することで、周辺監視区域境界の変更前後における立入り制限措置を確実にする。周辺監視区域境界変更前後で保安規定に定める措置に変更はなく、新しい周辺監視区域境界の門扉、柵及び標識について、周辺監視区域境界変更を行った時点から、1. に示した従前と同様の管理を開始する。

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 東二保安規定条文（変更後） | 東二設置許可記載 | 整合性説明 |
|--|---|---|
| <p>(周辺監視区域)</p> <p>第99条 周辺監視区域は、図99に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> | <p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者(以下「放射線業務従事者等」という。)を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>(iv) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、立入りを制限する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 管理区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>(中略)</p> <p>(ii) 周辺監視区域</p> <p>外部放射線に係る線量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度が、「線量限度等を定める告示」に定められた値を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。</p> <p>周辺監視区域の境界は実際には管理上の便宜も考慮して設定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 周辺監視区域内の管理</p> <p>周辺監視区域については、「実用炉規則」に基づき、人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>(以下略)</p> | <p>・本文九号に、周辺監視区域を設定し、柵又は標識を設ける等の方法により業務上立ち入る者以外の立入りを制限することを記載しており、保安規定記載は変更がない。</p> |

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

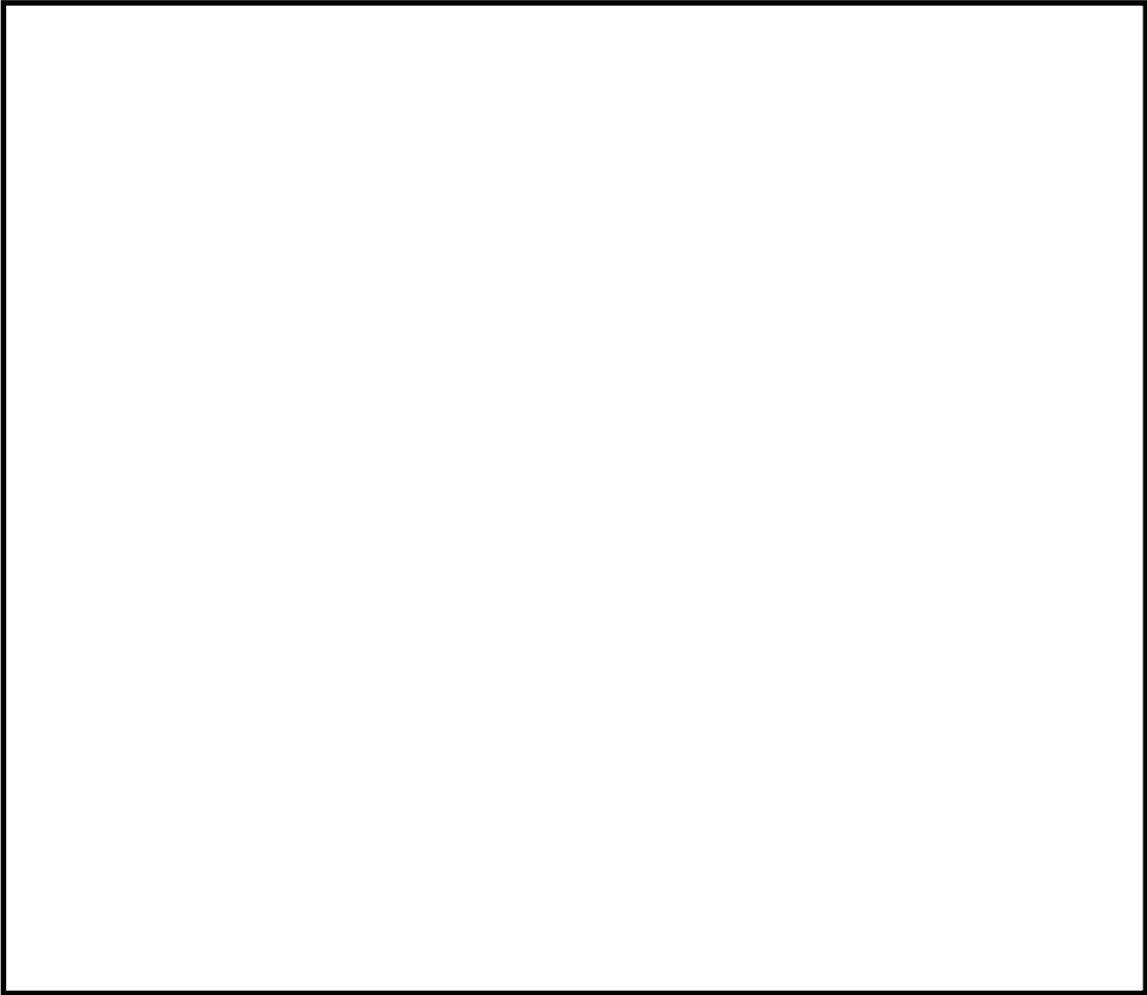
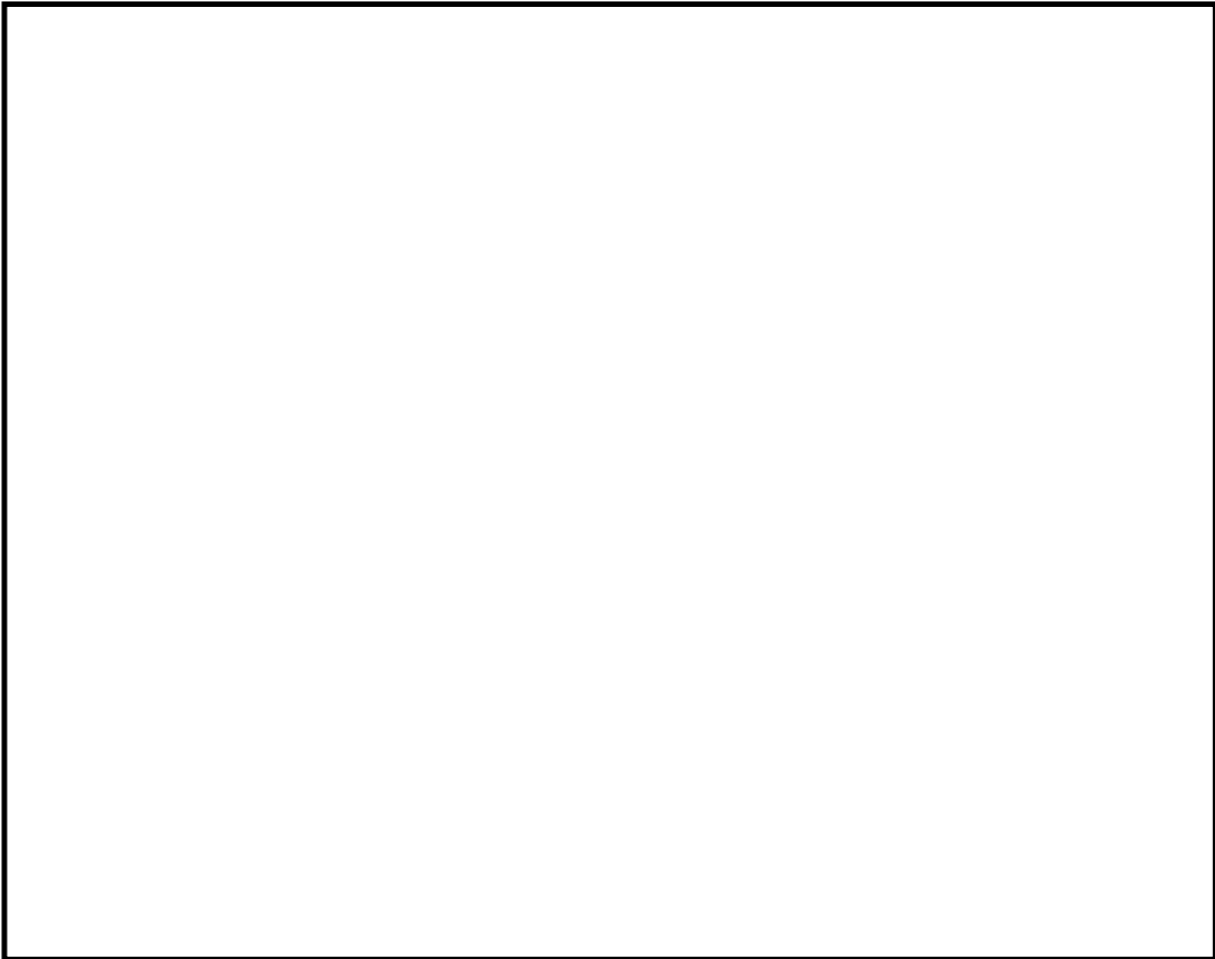
| 東二保安規定条文（変更後） | 東二設置許可記載 | 整合性説明 |
|---------------|--|---|
| | <p>[添付書類] 添付書類八 11. 運転保守 11.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。 発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>(以下略)</p> <p>添付書類九 1. 放射線防護に関する基本方針 1.2 具体的方法 (中略)</p> <p>(4) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、この区域内では人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって人の立入りを制限する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 発電所内の区域区分 3.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定 (中略)</p> <p>3.1.3 周辺監視区域 外部放射線に係る線量、空气中又は水中の放射性物質の濃度が、「線量限度等を定める告示」(第2条及び第8条)に定められた値を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。周辺監視区域の境界は、実際には管理上の便宜も考慮して第3.1-2 図に示すように設定する。 なお、当社敷地南端を海岸より国道245号線までほぼ東西に走る線以南は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所（以下「原子力科学研究所」という。）によってすでに周辺監視区域の設定がされている。</p> <p>(中略)</p> <p>3.4 周辺監視区域内の管理 「実用炉規則」(第78条)の規定に基づき、周辺監視区域は人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の立入りを制限する。</p> | <p>・添付書類八に、周辺監視区域を設けることを記載しており、保安規定記載は変更がない。</p> <p>・添付書類九に、周辺監視区域を設定し、柵又は標識を設ける等の方法により業務上立ち入る者以外の立入りを制限することを記載しており、保安規定記載は変更がない。</p> |

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 東二保安規定条文（変更後） | 東二設置許可記載 | 整合性説明 |
|--|--|--|
| <p>図99</p>  |  <p>第3.1-2図 周辺監視区域図</p> <p>(以下略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 添付書類九に記載されている周辺監視区域については、安全性向上対策工事終了に伴い、再度、保安規定の変更認可申請を行い、その認可をもって変更前の位置に復旧することで整合させる。 |

| 東海保安規定条文（変更後） | 東海設置許可記載 | 整合性説明 |
|--|--|---|
| <p>(周辺監視区域) 第31条 周辺監視区域は、図31に示す区域とする。 2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> | <p>[本文] 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (中略) (2) 管理区域及び周辺監視区域の設定 (中略) (ii) 周辺監視区域 発電所の敷地は全て周辺監視区域と指定し、一般人の立入を制限管理する。敷地境界は炉中心より最短場所で300mあり、敷地外部はいかなるところでも0.5μSv/hとなる。 この値は4.4mSv/yであり、ICRPのいう周辺地域一般公衆の許容値を下廻るものである。 (以下略)</p> | <p>・本文九号に、周辺監視区域を設定し、一般人の立入を制限管理することを記載しており、保安規定記載は変更がない。</p> |

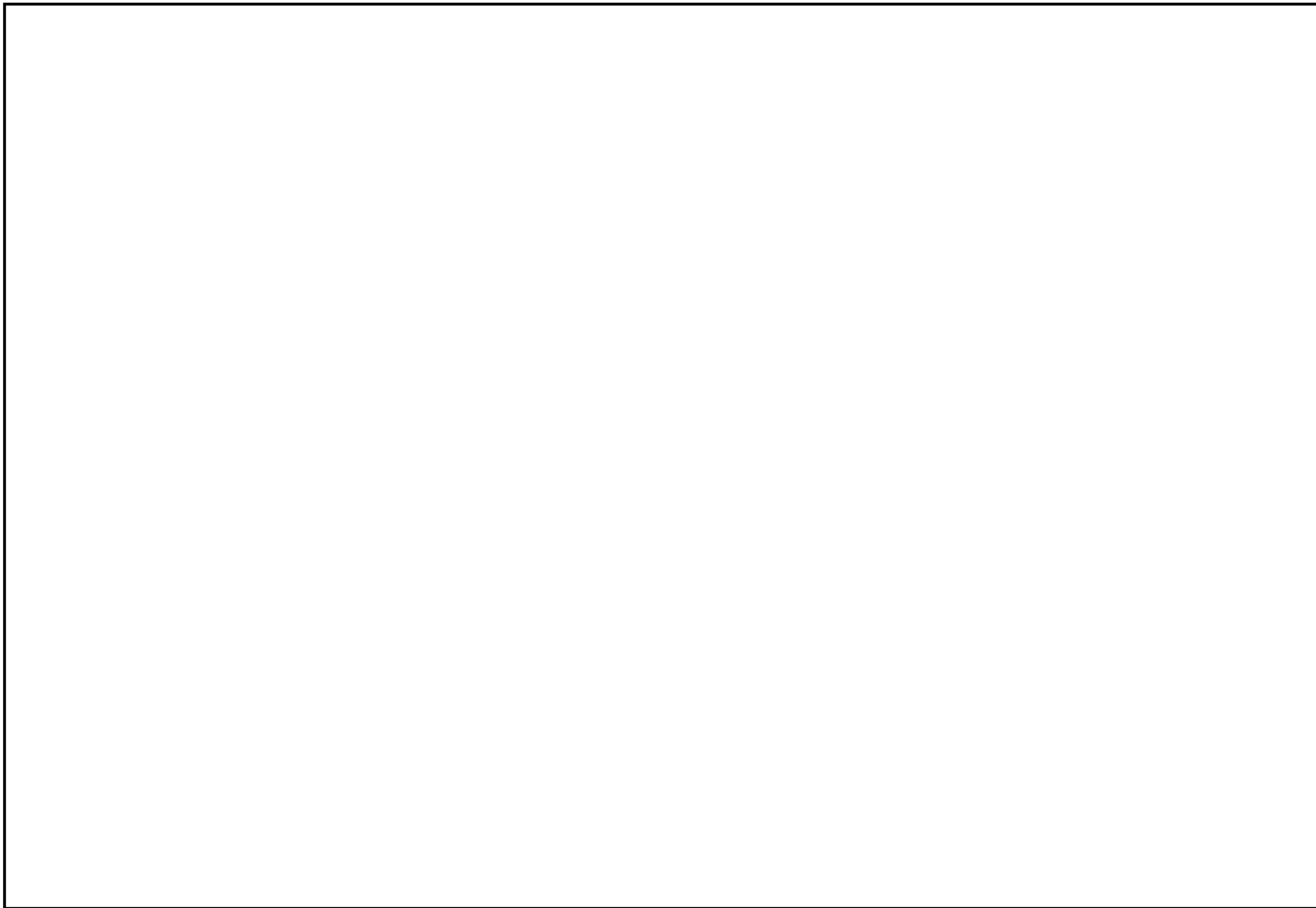
東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 東海保安規定条文（変更後） | 東海設置許可記載 | 整合性説明 |
|---|---|--|
| <p data-bbox="160 245 249 275">図3 1</p>  | <p data-bbox="1347 245 1495 275">[参考図面]</p>  <p data-bbox="1762 1234 2092 1264">第2図 周辺監視区域図</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="2534 245 2822 682">・参考図面に記載されている周辺監視区域については、安全性向上対策工事終了に伴い、再度、保安規定の変更認可申請を行い、その認可をもって変更前の位置に復旧することで整合させる。 |

【参考図】東二保安規定条文（変更後） 図9.9の拡大図



【参考図】 東二設置許可記載 第3.1-2図 周辺監視区域図の拡大図



【参考図】東海保安規定条文（変更後） 図3 1の拡大図



【参考図】東海設置許可記載 [参考図面] 第2図 周辺監視区域図の拡大図

